



## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 255 号 2011.2.7 発行 社会政策研究所

---

社会保障を巡る様々な論説。社説などから拾ってみました。【kobi】

### 地域主権見据え福祉政策を議論 大津で4知事

中日新聞 2011年2月6日

全国の福祉関係者らが集う「アメニティーフォーラム15」の2日目が5日、大津市内のホテルであり、嘉田由紀子知事ら4知事が地域主権を見据えた福祉政策で意見を交わした。

嘉田知事のほか、栃木県の福田富一、広島県の湯崎英彦、高知県の尾崎正直の各知事が出席。佐賀県の古川康知事がコーディネーターを務めた。

尾崎知事は地方行政がその地域に応じた特色ある福祉サービスをする必要性が高まっていることを強調。「人口密度が低い高知では、障害者や高齢者の福祉、子育てを組み合わせた多機能支援施設を整備した。しかし、行政の縦割りの弊害で国の支援が十分に受けられない」と批判。地方の裁量で施策の展開が図れる国の制度の仕組みづくりを求めた。

嘉田知事は「足りないものを補う行政が大切な一方で、地域の特色や個人の能力を生かす福祉も必要」と指摘。知的障害のある人の芸術活動を積極的に支援する姿勢を示した。湯崎知事も「障害のある人でも『何ができるのか』という発想から福祉を積み上げていくべきだ」と述べた。

福田知事は、きめ細かな福祉を素早く実施するための都道府県の役割を指摘。「複数の市町村の広域連携を進める調整能力が、今後さらに必要」と主張した。（林勝）

### 社説：社会保障改革 年金以外へも視野を広く

朝日新聞 2011年2月6日

社会保障と税の一体改革を議論する政府の「集中検討会議」がきのう始まった。6月に策定される政府与党案に、審議の結果を反映させる。

与謝野馨担当相は会議後の会見で「年金と医療が主旋律になる」と語った。まずは、各界の人を招き改革についての意見を聞くという。

だが、社会保障と税金の将来像を総合的に描き直すとなれば、検討対象はきわめて幅広くなる。6月までにそれを細かな部分まで設計するのは、いかにも無理がある。少子高齢化の進展に合わせて制度を手直ししていく必要もあるので、社会保障の改革は長い道のりになるはずだ。

改革の大きな構図をまず描いて、着手すべき優先順位をつける。そのうえで、早急に実施すべき課題から細かな部分を設計する。こうした手順で与野党協議の条件整備をめざすのが現実的ではなからうか。

年金と医療で「国民皆保険」が実現して今年で50年。社会の変化に伴いもろくなった部分を改革し、必要財源のめどをつけることが、制度を永続させるために最優先の課題だ。

年金でいえば、基礎年金の国庫負担を2分の1に維持するための財源確保が、それに当たる。

医療では、3600万人が加入する国民健康保険に注目してほしい。

創設当時に加入世帯主の7割近くを占めた農林漁業者と自営業者は、いまや2割ほど。無職の人と非正規労働者が7割を占める。会社を退職した高齢者や正規雇用からはじき出されたりした人が、国保に流れ込んでいる。

この結果、保険料を負担できない人が大幅に増えた。4日に発表された2009年度の財政状況によると、保険料の収納率は88%と過去最低を更新した。約2割の世帯が滞納し、実質的に無保険状態の世帯も30万ある。

保険料が集まらないので、所得のある人の保険料が急激に高くなって、しわよせがいく。負担をさらに上げるのは限界にきている。

結局、国保を運営する市町村は、保険料が不足する赤字分を年間3600億円ほど補填（ほてん）している。このままでは立ちゆかなくなるだろう。

高齢化や雇用の不安定化といった日本社会の弱さが、国保に集中している。同様の構図は、未納率が4割になる国民年金でも見られる。

道は険しい。いまの消費税込では、高齢者向けの医療・介護・年金の国庫負担分を賄うにも、10兆円近く足りないという現実がある。

いまは与野党の攻防戦のなかで年金問題にばかり焦点が当たっているが、このように緊急の課題はほかにも多い。集中検討会議ではぜひ、厳しい現実を正面から受け止め、優先順位をよく考えて議論を進めてほしい。

## 社説：社会保障改革 具体的な与党案を早急に示せ 読売新聞 2011年2月6日

社会保障制度の将来像を、どこまで具体的に描き出せるか。

政府・与党は5日、菅首相を議長とする「社会保障改革に関する集中検討会議」をスタートさせた。

議長補佐として検討会議を主導するのは与謝野経済財政相だ。

メンバーには、福田内閣で社会保障国民会議の座長を務めた吉川洋・東大教授、麻生内閣で安心社会実現会議の座長だった成田豊・電通名誉相談役ら、自公政権で政策提言を担った識者が何人も加わった。与謝野氏の人選という。

民主党内には、「これでは政権交代した意味がない」との批判もあるようだ。

だが、こうした見方は狭量である。社会保障政策は、外交・安全保障と同様、国の根幹にかかわる重要な政策だ。与野党が対立する問題ではない。将来を方向づける政策が政権交代で大きく変わるようでは、国民は安心できない。

その意味で、自公政権と同じ顔ぶれでも不思議ではなからう。

国民会議と安心会議は、いずれも、かなり中身の濃い報告書をまとめている。

国民会議は、年金・医療・介護・少子化対策をトータルで見た将来見通しを検討し、いくつかの選択肢を必要な追加負担額と共に示した。2015年度に確保すべき新たな財源は消費税率で3～11%分になる、と試算している。

安心会議は、消費税を社会保障目的税とし、新設する「社会保障勘定」に入れて他の税とは管理を別にすることで、負担した税が確実に国民に還元される仕組みを明確にするよう提言している。

二つの会議の座長が今回の検討会議に加わる意味は大きい。両会議の試算や提言をすべて引き継ぐということだろう。積み上げた議論を生かし、早急に改進黨案をとりまとめるべきだ。

菅首相はそれをもとに、年金など社会保障の基本方針を4月までに、税制を含む一体改革の全体像を6月までに示すとしている。

消費税率の具体的な引き上げ幅と実施時期を明示することはもちろん、民主党が掲げてきた現実味のない年金一元化構想や、子ども手当の再検討も不可欠だ。

民主党内には与謝野氏への反感が根強くある。検討会議に柳沢伯夫・元厚生労働相が加わったことも反発に拍車をかけている。

だが、財政危機の深刻さを考えれば、社会保障制度の見直しは待ったなしだ。感情的対立で社会保障改革の議論を遅らせたり、ゆがめたりしてはならない。

## 社説：子ども手当 制度は維持すべきだ

毎日新聞 2011年2月5日

民主党の政策には無理なものがたくさんあり、菅内閣が見直しをするのは当然だ。しかし、すべてを否定すべきなのだろうか。政権が代わって光が当たるようになったものもある。国会で相変わらず批判を浴びている子ども手当がその一つだ。

現在は中学生まで1人につき月額1万3000円だが、11年度から3歳までは2万円に増額する。国内居住の子に限定し、施設に入っている子にもすべて支給する。保育料などを滞納する家庭にも支給されることが批判されていたが、11年度から保育料は自治体が強制的に子ども手当から回せるようにし、給食費も親の同意を得た上で充当可能とする。

当初は中学生まで2万6000円支給で総額5・3兆円になる予定だったが、現在は2・3兆円。11年度からは2・9兆円だ。マニフェストでは高所得者に有利な扶養控除や配偶者控除（計1・4兆円）を廃止して子ども手当に回すとしていた。これに自公政権時代の児童手当（1・1兆円）を加えれば現在と財源規模はあまり変わらない。

若年世帯は相対的に所得が低く、特に3歳未満の子がいる世帯は貧困層が多い。控除を廃止した財源をそうした世帯に回すのは望ましい政策ではないか。選挙対策で配偶者控除の廃止を見送り、また「全額国庫負担」の約束だったのに児童手当の地方負担分も取り込んだため批判もされる。しかし、現制度の骨格自体が間違っているとは思わない。

所得制限がないため金持ちの子にも手当が行くことへの批判も根強い。しかし、選別主義的な制度は不正受給が起りやすく、行政不信や市民間の不信が増幅する恐れがある。行政の事務量も増える。それよりも課税の累進制を高めて再分配で公平を図る方が合理的だ。諸外国でも所得制限はほとんどない。少なくとも、「ばらまき」と決めつけるのは妥当ではない。

子ども手当を貯蓄や遊興費に充てる親が多いとも言われるが、児童手当はどうだったのだろうか。子どものために使うのであれば時期や支出先を限定する必要はない。初めから完璧な制度はあり得ない。

子育てを終えた世代に不人気なのはわかるが、以前より親族間や地域での支え合いは薄れており、経済格差も広がっている。家族を守るためにこそ「一人一人の子の育ちを社会が支援する」との理念は大事だ。その結果、少子化の改善や消費の刺激がもたらされれば言うことはない。

次世代が地盤沈下すれば、今どんなに素晴らしい政策を打ち立てても崩れていく。子ども手当や子育て支援策は政局に巻き込まず、冷静に長期的な視野で考えてほしい。

## 財源負担めぐり地方が反旗を翻した「子ども手当パニック」の帰趨

ダイヤモンド・オンライン 2011年2月7日

1月28日、菅内閣は2011年度の子ども手当法案を閣議決定した。だが、国と地方の財源負担争いに加えて、野党からの反発は強く、制度存続の期限である3月末までの成立が危ぶまれている。子ども手当への風当たりが強いのはなぜなのか。看板政策として実施にこだわる民主党政権は、どこでボタンをかけたのか。

「銀座四丁目交差点の真上から、福澤諭吉をばらまいているようなものだ。子ども手当は、バラマキ型の大きな政府路線を志向する民主党政権の国家観が表れた象徴的な政策だ」

1月24日、大豆生田（おおまみうだ）実・足利市長は、来年度の子ども手当財源の市負担を拒否し、足利市の同年度予算に計上しない意向を固めた。

大豆生田市長は、35市町村の首長が名を連ねる「現場から国を変える首長の会」の代表を務めており、かねて子ども手当の恒久財源、地方負担問題について追及、2011年度の予

算化に際してついに負担拒否の姿勢を明らかにした。

「細川律夫厚生労働大臣ら党幹部による予算修正含みの発言が、あまりに目立つ。年末に策定したばかりの予算案を修正するなど前代未聞のことで、政府が自信を持って原案を提出していない証左だ」(大豆生田市長)と憤る。 「全額国費負担」の修正で地方の怒りが爆発

地方負担にノーを突きつける地方自治体が続出している。先陣を切ったのは松沢成文知事率いる神奈川県である。昨年12月に、松沢知事は片山善博総務相に、地方財政法に基づく意見書を提出した。神奈川県ホームページ上には、「政府の暴挙を黙って見過ごすと、子ども手当の地方負担が恒久化されるだけでなく、第2、第3の子ども手当が出現し、地方は国の奴隷と成り下がってしまう」と攻撃的な文書を掲載した。

神奈川県下では、40以上の市町村が拒否の態度を決めている。なかでも強硬派は自治省OBの阿部孝夫川崎市長。民主党は地域主権と強調しながら地方を無視しているとして、訴訟も辞さない構えだ。

1月28日には群馬県で、県と24市町村が、子ども手当の地方負担分を拒否する方針を表明した。

子ども手当制度とは、1972年にスタートした児童手当制度の代替策として10年度に創設された。じつは、地方自治体はこれまでも児童手当給付の費用負担をしてきた。11年度子ども手当における費用分担は、子ども手当給付総額2兆9356億円のうち地方負担5549億円、国負担2兆2077億円である。09年度児童手時代と比べると、国負担が激増し、地方負担はほとんど変わらない。

さらに、今回の見直しで改善された点も多い。たとえば、不正受給の恐れがあった海外に居住する子どもを支給対象外にし、両親が別居している場合には同居している親族への支給が可能になった。給食費や保育料へ充当できるようにもなった。

それにもかかわらず、地方自治体が反旗を翻した理由は主として三つある。

最大の理由は、「子ども手当の財源は全額国庫負担」としてきた民主党政権の公約違反である。

民主党が最初に「国庫負担」を約束したのは、08年の野党時代に参議院へ提出した法案によってである。また、09年衆議院選挙のマニフェストでは所要額5兆3000億円とある。それにもかかわらず、恒久財源を示すことなしに、10年度法案、11年度法案と2年連続で地方負担を強いた。そこに猛反発しているのだ。

第2に、民主党が強調してきた地方主権と逆行しかねない点だ。全国一律に実施する現金給付では、地方側に子ども・子育て支援サービスに組み込む工夫の余地がない。また、地方財政法上の地方財政審議会の開催など必要な手続きが取られることもなかった。

第3に、政策の実効性が低いことだ。厚生労働省が実施した子ども手当の用途等に関する調査によれば、42%が貯蓄・保険料に回していた。少子化対策、経済効果には寄与していない。

「地方の反乱」は燎原の火だ。自民党ら野党が政局を睨んで便乗、子ども手当こそ費用対効果を見込めないバラマキ政策の象徴だと攻め込み、一気に倒閣へ追い込もうとしている。

民主党政権は看板政策のボタンをどこでかけ違えたのだろうか。

ある民主党議員は、「小沢・鳩山時代に、鶴のひと声で子ども手当が月額1万6000円から月額2万6000円へ1万円も上乘せされた。総額5兆3000億円もの財源など容易に探せるはずもない。あそこが問題の原点だ」と振り返る。恒久財源を示せなければ制度の継続性は担保できない。そうした真つ当な認識を民主党トップが欠いていたという指摘は、党の内外に多い。



子ども手当制度に民主党なりの理念を探せば、控除から手当へという税制上の方針転換、高齢者向けサービス偏重から子ども向けサービス拡充へという政策価値観の転換であろう。「少子化対策でも経済対策でもない。高齢世代の社会保障制度を支えるための未来への投資」と、小宮山洋子厚労副大臣は説明、「子ども手当という各論だけでなく、その政策評価、幼保一体改革、関連費用の財源分担などをパッケージとした子ども・子育て新システムの構築を急ぐ」と意気込む。

だが、閣僚、党幹部にそもそもその理念が共有されていなかった。彼らは、財源問題をかかわりたいがために、時に少子化対策、あるいは景気対策にもなるなどと、その場しのぎの発言をばらまき続け、墓穴を掘った。情勢は穏やかではない。2月1日、衆議院予算委員会において、菅直人首相は月額2万6000円の満額支給を断念する考えを示唆した。予定給付額を削減することで、子ども手当制度の恒久化を図る意図は明らかだが、それによって制度の合理性を説明できたわけではない。野党は追及の手を緩めないだろう。

では、この3月末までに、11年度子ども手当法が成立しない場合はどうなるのか。10年度の子ども手当法は期間1年の時限立法であり、4月1日に、凍結されていた児童手当法が復活する、という奇妙な事態に陥る。というのも、「子ども手当の財源負担をめぐって国と地方とでつばぜり合いをしており、子ども手当法が通過しなかったときの保険として、児童手当法を完全に失効させるわけにはいかなかった」(厚労省幹部)からだ。

児童手当が復活すると、最初の支給月は子ども手当と同じ6月だ。このとき、10年度の子ども手当法に基づく子ども手当2ヵ月分と、11年度の児童手当2ヵ月分を支給しなければならない。だが、子ども手当がスタートした10年度から地方自治体は新システムに切り替えており、「児童手当支給には、所得制限のチェックが必要となるため、間に合わない」(厚労省幹部)結果となる。

それだけではない。「控除から手当へ」という“現金政策”の下で、10年度に、16歳未満の年少扶養控除(所得税で38万円、住民税で33万円)が廃止され、16歳以上19歳未満の特定扶養控除も段階的に縮小されることが決まった。国・地方の増収分を合わせると、11年度6300億円、12年度1兆0600億円になる。児童手当がもらえるはずの人へ行き渡らないうえに、控除分がそのまま増税になってしまう。現場の混乱は不可避だ。

理念が不明確で、制度の合理性を欠き、実務への知識、配慮がなく、国と地方という行政間が争う。民主党政権の稚拙さがうかがえる。(「週刊ダイヤモンド」編集部 浅島亮子)

## 増える障害児 細る教育

朝日新聞 2011年2月7日 静岡

教室に入りきらない高校1年の生徒たちは、廊下で作業をしていた = 藤枝市前島の藤枝特別支援学校

知的障害や肢体不自由のほか、学習障害(LD)や注意欠陥・多動性障害(ADHD)などの発達障害……。少子化に歯止めがかかる兆しがみられない中、障害児教育を受ける児童生徒数は年々増加の一途をたどっている。受け皿となる県内の特別支援学校からは、「施設が手狭で教育の質を保てない」と悲鳴が上がり始めた。(後藤遼太)



廊下で授業、1教室に複数学級

藤枝市前島の県立藤枝特別支援学校。6台のスクールバスが校門をくぐるたび、車内から子どもたちが一斉に飛び出してきた。合間を縫うようにして到着する保護者の車。午前8時過ぎの正面玄関前は、ちょっとしたラッシュに見舞われる。

教職員らは蛍光色の旗を振り、玄関や運動場に向かう生徒を誘導したり、行き交う車の交通整理をしたりと大忙しだ。深沢裕子副校長は「細かくルートを決めて交通整理するんです。でないと即、事故につながります」と話す。

同校は7市町(藤枝、焼津、島田、牧之原、御前崎、吉田、川根本)の知的障害がある

小中高生を一手に引き受け、県下最大の特別支援学校だ。児童生徒約440人は全国第3位。教職員は約200人にのぼる。

県内の特別支援学校に在籍する児童生徒数は、15年前の1.5倍以上に膨らんでいる。特別支援教育の認知度が上がってきていることが原因と見られており、藤枝校でも毎年約30人のペースで増加。生徒数は、校舎の規模から適正数とされる280人を大幅に超えた状態が続いている。

高校2、3年生のクラスでは、教室脇の準備室でヘッドホンをしながら壁に向かい、ビーズ細工に取り組む生徒の姿が見られた。隣の教室では、数人がおしゃべりをしながら同じ作業に取り組んでいる。

「人が密集したり騒がしい場所が苦手な子たちは、人数が増えすぎた教室では落ち着いて作業ができません」と吉田恵美子教諭。同校では知的障害を持った生徒の約4割が自閉症も伴っていて、人混みや騒音に敏感な子どもも多い。環境次第ではパニックに陥る危険もある。

予備の部屋があるのは「まだましなケース」。すぐ向かいの部屋では教室に11人がやっと入り、あふれた4人は廊下で作業をしていた。授業自体廊下ですること珍しくない。小中学部では、1教室を仕切って2～3学級が同時に授業を進めることも多い。厨房（ちゅうぼう）施設も限界を超えていて給食を人数分そろえられず、高等部の教職員は弁当持参だ。

文部科学省の地方教育費調査によると、県の障害児1人あたりの教育予算（2007年度）は約598万円で全国最下位。1位の佐賀県のほぼ半分で、全国平均の約840万円にも遠く及ばない。

県は06年度に基本計画を定め、ハード面の整備を急いでいる。新年度からは松崎、富士宮、浜松城北に新たに分校などを開設。今年度中に、新たな施設整備の計画を策定する方針だ。

一方、現場からは「教員養成が追いつかない」という指摘もある。特別支援学校では、障害児教育の幅広い知識や技術を有する「特別支援学校教諭免許状」を持っていないと、通常の教員免許を持っていれば指導することが可能だ。実際、県内の教員の3割は免許状を持っていない。

近年は、新生児医療が進歩した半面、通学する児童生徒の重症化の傾向が強まっているという。経管栄養や痰（たん）の吸引などの専門的な行為には訓練が必要で、免許状を持たない教員や講師には長時間の研修が重くのしかかるのが現実だ。

肢体不自由の子どもを受け入れる静岡中央特別支援学校（静岡市葵区）の岩見良憲校長は「教員の養成枠が現場に追いついていないのは確かだが、現場の工夫でやっていくしかない」と打ち明ける。

■特別支援学校 2007年に学校教育法が一部改正され、文部科学省が盲・ろう・養護学校を特別支援学校に一本化した。障害が比較的軽度の子どもは通常の学校の特別支援学級に通う。特別支援教育では、視覚、聴覚、知的障害や肢体不自由のほか、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）など発達障害の子どもも支援対象に含める。県内では現在、36カ所に国、県、私立の特別支援学校（分校、分教室など含む）が設置されている。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック

